

【参考資料】

●学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則 第18条） ※R5.5.8～

種類	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスによるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）	<p>治癒するまで</p> <p>（左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第7項～9項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」、「新感染症」は、第一種の感染症とみなす。）</p>
第二種	インフルエンザ※ （鳥インフルエンザH5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで（幼児は3日経過するまで）
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症※	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	※その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 など）	※その他の感染症は必要があれば、「学校長が学校医と相談をして学校感染症としての扱いをすることがあり得る病気」です。必ずしも出席停止になるとは限りません。

※インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）および新型コロナウイルス感染症治癒後の登校にあっては、出席停止願に医師の証明は必要ありません。

上記にある出席停止期間に沿って、治癒後登校してください。（必ず保護者記入の出席停止願いに「診療明細書」あるいは「処方薬の説明書」等、日付と検査や処方がわかるものの写しを添付し提出すること）